

令和2年4月14日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会会長

横倉 義武



新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱の一部改正について

標記事業につきましては、市町村及び特別区（以下、「市区町村」という。）が実施するがん検診（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）の受診を促進し、がんの早期発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図ることを目的として、実施されているところであります。

今般、令和2年度の同事業について、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」の一部が改正され、厚生労働省健康局長より本会に対し、別添のとおり協力方依頼がありました。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">健発 0328 第 20 号 平成 30 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 29 日一部改正 令和 2 年 3 月 27 日一部改正</p> <p>I 個別の受診勧奨・再勧奨 1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) <u>令和 2 年度</u>に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</p> <p>また、勧奨資材については、国立がん研究センター社会と健康研究センター保健社会学研究部が行っている「希望の虹プロジェクト」において作成しているリーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているため、新規で作成する場合は、これらを積極的に活用</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱</p> <p style="text-align: right;">健発 0328 第 20 号 平成 30 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 29 日一部改正</p> <p>I 個別の受診勧奨・再勧奨 1～4 (略)</p> <p>5 事業の内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 (1) <u>平成 31 (2019) 年度</u>に実施するがん検診について、郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</p> <p>また、勧奨資材については、国立がん研究センター社会と健康研究センター保健社会学研究部が行っている「希望の虹プロジェクト」において作成しているリーフレットや圧着ハガキ等のサンプルを準備しているため、新規で作成する場合は、これらを積極的に活用</p>

改正後	改正前
<p>すること。 なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>(2) <u>令和 2 年度</u>に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</p> <p>また、受診勧奨・再勧奨を実施する際は、国立がん研究センター社会と健康研究センター検診研究部検診評価研究室で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。 なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 1～3 (略)</p> <p>4 対象者の考え方</p>	<p>すること。 なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>(2) <u>平成 31 (2019) 年度</u>に実施するがん検診について、かかりつけ医を通じて、がん検診及び精密検査に関する個別の受診勧奨・再勧奨を行うこと。</p> <p>また、受診勧奨・再勧奨を実施する際は、国立がん研究センター社会と健康研究センター検診研究部検診評価研究室で作成している、科学的根拠に基づくがん検診を推進するための一般向けリーフレットを作成しており、このリーフレットは、かかりつけ医が受診勧奨を実施する際にも活用できるので参考とすること。 なお、これらの勧奨資材は、利用に当たって申請が必要となるので注意すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>II 子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 1～3 (略)</p> <p>4 対象者の考え方</p>

改正後

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん 検診	平成11(1999)年4月2日～平成12 (2000)年4月1日
乳がん検診	昭和54(1979)年4月2日～昭和55 (1980)年4月1日

5～8 (略)

Ⅲ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨
(略)

改正前

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん 検診	平成10(1998)年4月2日～平成11 (1999)年4月1日
乳がん検診	昭和53(1978)年4月2日～昭和54 (1979)年4月1日

5～8 (略)

Ⅲ 精密検査未受診者に対する受診再勧奨
(略)

